

有効期間満了日 平成34年3月31日  
熊生企第65号  
平成31年1月30日

人身安全関連事案における熊本県弁護士会との連携について(通達)

**【概要】**

本通達は、人身安全関連対象事案（ストーカー事案、DV事案、児童虐待、障がい者虐待、高齢者虐待で早急に人身の安全を確保する必要がある事案）のうち、当事者間の民事的・法律問題解決のために弁護士関与が必要と認められる事案で、被害者及び被害関係者が弁護士関与による問題解決を希望し、かつ熊本県弁護士会に対する情報提供に同意した場合、熊本県弁護士会と本県警察との間で締結した協定に基づき、熊本県弁護士会に情報提供を行うための警察における連携対応の流れ、実施手順等を示したものである。